

大宮スーパー・ボールパーク施設基本計画等作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 0 月 2 6 日

1 募集内容

(1) 委託業務名

大宮スーパー・ボールパーク施設基本計画等作成業務委託

(2) 委託箇所

大宮公園／さいたま市大宮区高鼻町 4 丁目地内外

(3) 履行期限

令和 9 年 3 月 3 1 日

(4) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(5) 委託限度額

83,928,900 円（税込）（消費税及び地方消費税を含む）

2 資格要件

次の（1）から（8）までの全てを満たす者であること。提案者は、本プロポーザルの公示日から契約締結日までの間、これらの要件を満たしていなければならない、要件を満たさないこととなったときは、提案を行うことができず、既に提出された企画提案書は無効とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当するものでないこと。

(2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 104 条において準用する同規則第 91 条の規定により埼玉県の随意契約に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定があった者及び民事再生法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(4) 本プロポーザルの公示日から、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。

(5) 本プロポーザルの公示日から、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間がないこと。

(6) 令和 7・8 年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント（「造園」又は「都市計画及び地方計画」）又は建築関連コンサルタント（建築士事務所登録

のある者に限る)のいずれかに登載されている者であること。

- (7) 平成 28 年 4 月 1 日から公示日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定する特殊法人等を含む。)又は地方公共団体(地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項に規定する法人(埼玉県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人)を含む。)が発注した、スポーツ施設又はレクリエーション施設の整備を伴う公園又は緑地の整備に係る P F I 等事業(注 1)に関する設計業務又は支援業務(注 2)を、1 件以上受注し、完了(業務が完了し検査に合格したものをいう。)した実績を有すること。

(注 1) P F I 等事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に基づく事業、都市公園法第 5 条の 2 の公募設置管理制度による事業及び D B 方式・ D B O 方式その他設計、建設、維持管理又は運営の全部又は一部を民間事業者に一括して委ねる官民連携事業をいう。

(注 2) 支援業務とは、事業手法の検討、導入可能性調査、実施方針・要求水準書・公募設置等指針等の公募資料の作成支援、事業者選定支援その他これらに類する業務をいう。

- (8) 本業務の管理技術者(埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款第 10 条に規定する管理技術者をいう。)が次のいずれかに該当する者であり、かつ、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 32 条第 1 項の規定による登録を受けた技術士(建設部門(選択科目「都市及び地方計画」)又は総合技術監理部門(選択科目「建設—都市及び地方計画」))

イ R C C M (部門「都市計画及び地方計画」又は「造園」)

ウ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 公示日 | 令和 8 年 1 0 月 2 6 日 (月) |
| (2) 質問事項の受付期間 | 令和 8 年 1 0 月 2 6 日 (月)
～ 1 1 月 4 日 (水) 午後 4 時まで |
| (3) 質問に対する回答日 | 令和 8 年 1 1 月 6 日 (金) |
| (4) 参加意思表明書受付期間 | 令和 8 年 1 0 月 2 6 日 (月)
～ 1 1 月 1 0 日 (火) 午後 4 時まで |
| (5) 企画提案書受付期間 | 令和 8 年 1 1 月 1 1 日 (水)
～ 1 1 月 1 3 日 (金) 午後 4 時まで |

(6) 審査・契約日時

＜一次選定を実施する場合の見込み＞

- | | |
|---------------|------------------------|
| ア 一次選定結果・依頼通知 | 令和 8 年 1 1 月 1 9 日 (木) |
| イ プレゼンテーション | 令和 8 年 1 1 月 2 4 日 (火) |
| ウ 委託先候補者決定 | 令和 8 年 1 1 月 2 5 日 (水) |
| エ 委託契約 | 令和 8 年 1 2 月上旬 |

＜一次選定を実施しない場合の見込み＞

ア 依頼通知	令和8年11月16日（月）
イ プレゼンテーション	令和8年11月18日（水）
ウ 委託先候補者決定	令和8年11月19日（木）
エ 委託契約	令和8年11月下旬

4 質疑応答の方法

（1）受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和8年10月26日（月）～11月4日（水）午後4時まで
- イ 提出方法 電子メールとする。件名は「（企業名・提出日）大宮スーパー・ボールパーク施設基本計画等作成業務委託に関する質問」とすること。
- ウ 提出先 埼玉県都市整備部大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
大宮スーパー・ボールパーク整備推進担当
E-mail : a5400-11@pref.saitama.lg.jp

エ 提出書類 質問書（参考様式）

（2）回答方法

質疑応答については、令和8年11月6日（金）午後4時までに、埼玉県ホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

5 参加意思表明書の提出

（1）受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和8年10月26日（月）～11月10日（火）午後4時まで
- イ 提出方法 電子メールとする。件名は「（企業名・提出日）大宮スーパー・ボールパーク施設基本計画等作成業務委託への参加意思表明」とすること。
- ウ 提出先 埼玉県都市整備部大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
大宮スーパー・ボールパーク整備推進担当
E-mail : a5400-11@pref.saitama.lg.jp

エ 提出書類 参加意思表明書（様式1号）

6 企画提案書等の提出

（1）受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和8年11月11日（水）～11月13日（金）午後4時まで
- イ 提出方法 電子メールとする。件名は「（企業名・提出日）大宮スーパー・ボールパーク施設基本計画等作成業務委託の企画提案書」とすること。
- ウ 提出先 埼玉県都市整備部大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
大宮スーパー・ボールパーク整備推進担当
E-mail : a5400-11@pref.saitama.lg.jp

（2）提出書類および提出部数

次のア、イを電子データで提出すること。

ア 企画提案書（様式２号の１～１２。１テーマにつきＡ４判１枚で記入すること。）

イ 参考見積内訳書（様式３号）

（３）企画提案を求める具体的なテーマ

以下の事項について、創意工夫がなされた具体的で実現性のある提案を求めます。

ア 全体事業計画の策定支援に関する提案

イ 施設基本計画及び要求水準書等の作成支援に関する提案

ウ 大宮公園全体将来整備イメージ図等の作成に関する提案

７ 審査方法等

（１）一次選定の有無 有

一次選定は、提出された企画提案書等に基づいて「大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹建設コンサルタント選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が書類審査を実施する。ただし、資格要件を満たす者が３者以下の場合は、一次選定を実施しない。

（２）一次選定の結果通知

ア 一次選定の結果は、電子メールにて通知する。

イ 一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。

ウ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に、書面により回答する。

（３）プレゼンテーションの実施予定

ア 一次選定を実施する場合、プレゼンテーションは令和８年１１月２４日（火）に実施するものとし、一次選定にて選定された者にプレゼンテーションの依頼を電子メールにて通知する。

イ 一次選定を実施しない場合、プレゼンテーションは令和８年１１月１８日（水）に実施するものとし、プレゼンテーションの依頼を電子メールにて通知する。

ウ プレゼンテーションの実施場所及び時間は、電子メールにより通知する。

エ プレゼンテーションは、上記の日程で行われない場合がある。その場合、プレゼンテーションの実施日は、実施者と協議して決定する。

（４）プレゼンテーションの実施

ア プレゼンテーションは選定委員会において行う。

イ プレゼンテーションは提出した企画提案書により説明することとし、参考資料の追加配付は認めない。

ウ 説明時間は２０分以内とし、その後、質疑応答の時間を設ける。

エ 説明は、原則として、業務責任者が行うものとする。

（５）評価基準

別紙のとおり。

（６）二次選定の結果通知

ア プレゼンテーション後、選定委員会において二次選定を行い、最適な提案を特定

し、その企画提案書等を提出した者に、電子メールにより特定通知書を送付する。

イ 二次選定を受けた者のうち、最適と特定されなかった提案を提出した者に、電子メールにより非特定通知書を送付する。

ウ 非特定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

エ 非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(7) その他留意事項

ア 企画提案書を提出した者が1者の場合であってもプレゼンテーションを行う。審査の結果、評価点が60点以上の場合には最適な提案とする。

イ 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。

ウ 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。

エ 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。

オ 落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

カ 応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

8 契約方法

(1) 最適な企画提案を提出した者（以下、「委託先候補者」とする。）と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

(2) 委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「2 資格要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。

(3) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

9 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合
- (3) 提出期限を超えて提出（到達）した場合
- (4) 委託限度額を超える金額で参考見積内訳書が提出された場合
- (5) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合

10 参考資料等

企画提案書の作成に当たっての参考資料は下記のとおり。

- (1) 大宮公園グランドデザイン：
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/oomiyasbp/oomiyagd.html>
- (2) 大宮スーパー・ボールパーク構想：
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/oomiyasbp/oomiyasbpkousou.html>
- (3) 大宮スーパー・ボールパーク基本計画：
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/oomiyasbp/omiyasbp.html>
- (4) 大宮スーパー・ボールパーク構想の実現に向けた民間活力の導入に係るサウンディング型市場調査結果概要
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/oomiyasbp/sounding_260831.html

11 審査結果の公表

本プロポーザルの審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- (1) 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
- (2) 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- (3) 審査基準に係る審査項目
- (4) 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
- (5) その他発注機関が必要と認める事項

12 その他

- (1) 緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。
- (2) 本業務の受託者及び協力事業者は、本業務において作成又は検討した要求水準書等を用いて実施される後続の事業者選定手続（設計、施工、維持管理運営等を含む）には参加できないものとする。
- (3) 本業務の受託者は、本業務に関連する過去の業務成果品、調査結果、その他の資料について、発注者と協議の上、本業務の遂行に必要と認められるものに限り、提供を求めることができるものとする。

13 連絡先

埼玉県都市整備部大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
大宮スーパー・ボールパーク整備推進担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
E-mail : a5400-11@pref.saitama.lg.jp
電話 048-830-5486